

期日指定定期預金規定

<非自動継続型>

1. (預金の支払時期等)

- (1) 期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書（通帳）記載（以下「証書記載」といいます。）の満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（証書記載の据置期間満了日）から証書記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。
この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 前項による満期日の指定がない場合は、証書記載の最長預入期限を満期日とします。
- (4) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 1年以上2年未満・・・証書記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上・・・・・・証書記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当金庫の債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき相当な事由があると認めたときは、この預金は、満期日前に解約できません。
- (4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満・・・・・・解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満・・・・・・2年以上利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満・・・・・・2年以上利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満・・・・・・2年以上利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満・・・・・・2年以上利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満・・・・・・2年以上利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以 上